

非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人興望館の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会または評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 役員及び評議員会が、同一日に理事会ならびに評議員会に出席した場合、1日分の報酬及び実費弁償費のみを支払うことができることとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 役員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、この場合、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

2 評議員が評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 役員及び評議員が理事会または評議員会と同一日に法人及び施設の運営のための業務を行った場合、報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等は、理事会・評議員会への出席など、業務執行の都度、支給するものとする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意に基づき、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給することができる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支

払い、出張終了後精算することができる。

(その他の専門委員の報酬)

第7条 上記に掲げた以外の専門委員については、本規程を準用して適用することとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会および評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、2017年4月1日より適用する

役員等報酬規程別表

別表1

	報酬	実費弁償	備考
理事会出席	12,000 円	2,000 円	
評議員会出席	12,000 円	2,000 円	
第三者委員会出席	12,000 円	2,000 円	
その他	12,000 円	2,000 円	

別表2

	報酬	実費弁償	備考
役員等業務報酬	12,000 円	2,000 円	
評議員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
第三者委員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
専門委員業務報酬	12,000 円	2,000 円	
その他	12,000 円	2,000 円	

別表3

旅費	宿泊費	報酬	備考
実費	実費	12,000 円	

* 各報酬については、すべて税込。源泉徴収は、乙欄給与日額表を適用する。